

使用料一覧表

平成 26 年 4 月 1 日料金改正

● 施設使用料

1 特別展示室

展示のために利用する場合	1日	9,050円
展示の準備のために利用する場合	1日	4,520円
午後5時から午後9時までの間の1時間		710円

2 ギャラリー

展示のために利用する場合	1日	9,050円
展示の準備のために利用する場合	1日	4,520円
午後5時から午後9時までの間の1時間		710円
その他の利用の場合	午前	4,090円
	午後	6,580円

3 講座室・実習室(1室につき)

講座・学習又は展示のために利用する場合	午前	780円
	午後	1,260円
	夜間	1,000円
その他の利用の場合	午前	920円
	午後	1,500円
	夜間	1,190円

※営利目的(商品の展示・宣伝・販売を行う催し、一般住民を対象とした商品の説明会・講演会等、販売促進を図るための催し物等)での利用の場合は、上記の5倍の使用料になります。
※「午前」とは午前9時30分から正午までの間を、「午後」とは午後1時から午後5時までの間を、「夜間」とは午後6時から午後9時までの間を、「1日」とは午後9時30分から午後5時までの間をいいます。

● 用具使用料

区 分	単位 (1回につき)	金 額
演台セット	一 式	800円
花台	一 台	320円
司会者台	一 台	330円
展示パネル	一 枚	110円
マイク	一 本	790円
ワイヤレスマイク	一 本	1,050円
ワイヤレスマイク(タイピン型)	一 本	1,050円
テーブルコーダー付 コンパクトディスクプレーヤー	一 式	1,060円
ミニディスクプレーヤー	一 式	1,090円
ビデオ再生装置	一 式	1,970円
デジタルビデオディスク再生装置	一 式	1,430円
液晶プロジェクター	一 台	3,130円

区 分	単位 (1回につき)	金 額
書画カメラA	一 台	1,150円
書画カメラB	一 台	430円
移動用スクリーン大	一 台	1,130円
移動用スクリーン小	一 台	370円
電源設備	(1 持込器具の定格消費電力1KW KW未満の端数は、1KWとする)	200円
その他知事が別に定める用具	一台等	知事が別に定める額

※「1回」とは、午前9時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までの間のそれぞれの利用をいいます。